

## 長与町議会報告会実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長与町議会基本条例（平成25年条例第30号。以下「条例」という。）の町民とともに歩む議会を实践するため、条例第7条の規定に基づく議会報告会（以下「報告会」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(開催時期等)

第2条 報告会は、条例第7条第1項の定めにより、同一年度内に1回以上開催する。

(報告会の内容)

第3条 報告会の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 議案審議及び議会の活動状況報告
- (2) 町民との意見交換
- (3) その他議会広報広聴常任委員会（以下「委員会」という。）が認める事項

(開催日及び会場)

第4条 報告会の開催日時及び会場は、長与町議会報告会開催要領（以下「要領」という。）に定める。

(班の編成)

第5条 報告会は、全議員参画のもと実施する。

- 2 班の編成は、常任委員会及び期別等を考慮し、要領に定める。

(役割分担)

第6条 報告会における司会進行、活動報告者、記録者等は、班において協議し、調整する。

(開催の周知)

第7条 開催日時・会場その他詳細については、広報ながよ・ホームページ・議会だより・フェイスブック等により周知する。

(説明資料)

第8条 報告会における説明資料の内容は、委員会で協議決定する。

(記録)

第9条 報告会の記録は、班の記録者が要点を記録する。

(公表等)

第10条 委員会は、議会報告会開催報告書を作成し、議長に提出する。

- 2 議長は、必要な措置を講ずるとともに、町政に関する提言等で重要なものについては、町長に文書で送付し、回答を求める。
- 3 報告書は、議会だより、ホームページ等で公表する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。